

専門調査会の所掌の変更について

1 専門調査会の所掌の変更

動物用医薬品専門調査会は動物用医薬品の食品健康影響評価を行っているが、ポジティブリスト制度の導入に伴い評価要請案件が増加しており、今後行うことが必要となる評価件数を勘案すると、現行の審議体制では対応が困難になることが見込まれる。

このため、動物用医薬品及び飼料添加物の両方の用途を有する物質等の審議において動物用医薬品専門調査会と連携を図っている肥料・飼料等専門調査会において、動物用医薬品のうち、抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質の審議を行うこととすることにより、審議の迅速化を図ることとした。

	動物用医薬品専門調査会	肥料・飼料等専門調査会
現行の所掌	動物用医薬品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。



変更後の所掌	動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質*を除く。）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。	肥料・飼料等及び動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質*に限る。）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
--------	---	---

* 食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」

2 専門調査会の所掌の変更の時期

専門調査会の所掌の変更は、専門委員の改選に併せ、平成21年10月1日とし、食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）について、所要の改正を行った。